

(提出年月日) 令和 5 年 8 月 3 0 日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

健康保険証を存続するよう求める意見書 (案)

政府は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、健康保険証を廃止する法律を制定した。しかし、無保険者扱いで 10 割負担を患者に請求した事例、マイナ保険証に他人の情報が紐づけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望していないにもかかわらずマイナンバーカードに健康保険証を一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。医療情報はプライバシーと密接に関連しており、命と健康に関する情報のトラブルは、極めて深刻な問題である。

千葉県保険医協会の調査によると、紙の保険証に記載された負担割合と、マイナ保険証によるオンライン資格確認の負担割合に「相違があった」と答えた医療機関が 16% に及ぶことが明らかになった。また、マイナ保険証の患者への対応で「新たに受付業務が増えた」との回答は 79%、「現行の健康保険証を残す必要がある」との回答は 91% であったことから、医療現場の声に応じた対応が必要である。

マイナ保険証への国民の不安は強く、報道各社の調査でも 7 割が健康保険証の廃止の「中止」や「延期」を求めている。政府は、国民の不安を払拭するため、一旦立ち止まりシステムを総点検すべきであり、同時に医療を受ける権利を保障するために健康保険証を存続すべきである。

希望する人がマイナンバーカードを健康保険証として利用すること自体は否定しないが、国民皆保険の下で、誰もがが必要な医療を受けられる体制を堅持することは政府としての最低限の責任である。

よって、本市議会は国に対し、健康保険証を存続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和5年8月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

電気・都市ガス料金支援の延長を求める意見書（案）

我が国の経済は、ウイズコロナの下で社会経済の正常化が進展する一方、世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰に伴い、家庭や企業における電気・都市ガス料金の負担が短期間で著しく増加した。

こうした中、令和4年10月に閣議決定した物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、小売事業者等に対する電気・都市ガス価格の激変緩和対策事業を盛り込み、本年1月から9月使用分までの電気・都市ガス料金の負担軽減策を講じ、支援している。

しかしながら、依然としてエネルギー価格の高騰は続いており、現況での支援終了は低所得世帯をはじめとして国民生活に大きな負担が生じる。また、中小企業・小規模事業者や農林水産事業者など幅広い業種においても、経費節減の努力は限界に達しており、厳しい状況となることは明らかなため、10月以降も支援が求められている。

よって、本市議会は国に対し、電気・都市ガス料金支援の延長を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和5年8月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を
求める意見書(案)

教員の長時間労働は深刻である。本年4月に国が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。過酷な働き方が原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がり、「いま手を打たないと学校が崩壊する」という声が上がっている。

この教員不足には、1971年に、政府が公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の4%を新たに支給するなどを規定する教員給与特別措置法(給特法)を、当時の全ての野党の反対を押し切って成立させたという背景がある。残業代がなければ残業時間数を計ることもなく、行政は教員の労働時間に無頓着になるのは明らかであり、残業代を不支給とする給特法が長時間労働を引き起こす温床となっている。また、一昨年のさいたま地裁の判決でも「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないか」と疑問を投げかけている。

教員の長時間労働の解決は待ったなしである。それに不可欠な教員の定数増と合わせ、長時間労働の温床である「定額働かせ放題」と言われる状況を改善するために、残業代を支給することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 令和5年8月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書
(案)

ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権は「核の威嚇」を公言し、アメリカ、イギリス、フランスも「核抑止力」への依存姿勢を変えていない。また、北朝鮮は弾道ミサイル実験を繰り返し行っており、中国も核弾頭を増加させていることに懸念が高まっている。核軍縮交渉の前途は予断を許さない状況である。

しかし、反核平和の世界の流れは加速しており、核兵器禁止条約には68カ国・地域が参加し、署名は92カ国・地域へと広がっている。

さらに、国内でも日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の決議や意見書を、全国の自治体の37%にあたる659の議会が採択している。

本年8月、被爆地である広島市の平和宣言では、「一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい。」と訴えており、長崎市も同様の宣言をしている。

被爆の実相を語れるのは、唯一の戦争被爆国である我が国だけである。被爆地からの願いにも真剣に耳を傾け、本年11月に開催される核兵器禁止条約締約国会議に日本政府はオブザーバー参加すべきである。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 令和5年8月30日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

福島原発事故の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を求める意見書（案）

岸田政権は、8月24日午後1時頃に東京電力福島第一原発の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を強行した。これは政府が2015年に「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という国民や福島県民への約束を反故にしたものであり、断じて許されるものではない。8月21日に首相と面会した全国漁業協同組合連合会の坂本雅信会長は「海洋放出については依然として反対するという立場を堅持する」と明言している。岸田首相は、20日に福島県を視察したが、漁業関係者、自治体首長との面会はしなかった。「聞く耳」をもたず、約束も守らない、岸田首相の政治姿勢は民主主義の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は、アルプス（多核種除去設備）で処理しても、放射性物質のトリチウムは除去できず、「規制基準以下」とはいえセシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質も含まれていることを政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然である。汚染水の海洋放出を強行したことで、漁業のみならず加工・輸送・卸業や観光への様々な影響が出ることは避けられず、福島の復興に重大な障害となる。原発事故を引き起こした東京電力や政府が、その責任を脇に置いて、福島の復興に大きな障害をもたらすことを、被害者に押しつけることは許されない。

福島第一原発の建屋内への地下水の流入を止めない限り、汚染水は増え続けることになる。重大なことは、「凍土壁」などの対策が十分な効果を上げていないにもかかわらず、政府が汚染水の増加を止めるための有効な手立てを講じていないことである。政府は、広域の遮水壁の設置など汚染水の増加を止めるための手立てを真剣に講ずるべきである。専

門家からは「大型タンク貯留案」や「モルタル固化処分案」など、放射性物質の海洋放出を回避する手立てが提案されており、問題を解決するための真剣な検討と対策を行うべきである。

また、中国をはじめ海外からは日本の水産物の輸入停止措置が行われ、日本は経済的に打撃を受ける事態となっている。

よって、本市議会は国に対し、福島原発事故の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

千 葉 市 議 会